

令和5年度

久米島町地域型就業意識向上支援事業業務委託仕様書

業 務 名：久米島町地域型就業意識向上支援事業業務委託（請負契約）

1. 目的

子供達に早い段階から「働くこと」への意識づけを行い、将来の夢や目標に向けた就業意識向上を図ること、また本町の産業等魅力を伝え本町の将来を担う人材確保を図ることを目的とし久米島町型キャリア教育を実施する。

2. 業務内容

(1) 久米島町グッジョブ連携協議会の運営

- ・久米島町グッジョブ連携協議会の総会及び定期的な会議（2回／年）を開催すること。

(2) 小学校との連携

- ・町内全小学校を対象としたジョブシャドウイングを実施すること。
- ・事前事後学習等の支援・職業人講話を実施すること。
- ・企業開拓を行うこと。
- ・アンケート（受入企業・児童）を実施すること。

(3) 中学校との連携

- ・職場体験における企業開拓を行うこと。
- ・職場体験における事前事後学習等の支援・職業人講話を実施すること。
- ・アンケート（受入企業・児童）を実施すること。

(4) 久米島高校との連携

① 島内インターンシップの支援

- ・職業人講話を実施すること。
- ・企業開拓を行うこと。
- ・アンケート（受入企業・生徒）を実施すること。

② 島外インターンシップの支援

実施日程：2泊3日もしくは、3泊4日 ※学校と調整の上決定すること。

- ・島外インターンシップの企画・運営を行うこと。
- ・沖縄本島内全域を対象として企業開拓を行うこと。
- ・アンケート（受入企業・生徒）を実施すること。

(5) 職業体験型イベント（わくわくワーク）の実施

- ・小学生を対象に職業体験型イベントを実施すること。
- ・アンケートを実施すること。

(6) 追跡調査アンケートの実施

- ・本事業を経験した児童生徒へ（R3 に作成された追跡調査アンケート）を実施すること。（ヒアリング含む）

(7) 広報等の実施

- ・島内広報及びその他媒体を活用した事業の広報活動を実施すること。

(8) 本事業のとりまとめ

- ・上記(1)～(7)の実施内容をとりまとめ、報告書として100部提出すること。

3. 実施期間

契約締結の日から令和6年3月20日

4. 事業内容の変更

事業実施後に本仕様書に挙げる業務内容の全部または一部に変更事由が生じ、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、委託業務変更協議書により協議するものとする。

5. 著作権等

著作権及び使用権は次のとおりとする。

- (1) 成果物の著作権及び使用権は、久米島町に帰属する。
- (2) 本委託事業にて撮影した映像、写真等の著作権及び使用権は久米島町に帰属する。
- (3) 肖像権については、受託者の責任において撮影前に権利者等への了承を得ることとする。
- (4) 本委託業務にあたり第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

6. 業務の実施

(1) 管理者及びコーディネーターの配置

本委託業務にあたっては、管理者及びコーディネーターを適切に配置すること。

久米島町内にコーディネーターを配置し、商工観光課と密に連携を図れる体制であること。

(2) 業務計画書

・業務工程計画

「業務工程表」に必要事項の内容を十分検討のうえ、作成し提出する。

・業務体制

管理者は業務が適切に行われるよう、商工観光課と密接に連絡をとり、進捗状況について把握しなければならない。

7. 提出書類等

(1) 業務着手届

(2) 業務実施体制図

(3) 業務実施計画書

(4) 業務完了届

(5) 業務実施報告書 100部 ・データCD 1枚

(6) 支出報告書

※航空運賃及び宿泊等の旅費については、領収書及び航空便については搭乗証明書等を添付する。

8. 委託費

- (1) 人件費
- (2) 謝金
- (3) 旅費
- (4) 需用費（印刷費、消耗品費、燃料費等）
- (5) 役務費（通信運搬費、保険、手数料、コピーチャージ料等）
- (6) 使用料及び賃借料（レンタカー使用料、会場使用料、OA 機器等レンタル料等）
- (7) 管理費

9. 特記事項

- (1) これまでに実施した「久米島町地域型就業意識向上支援事業」における「今年度の成果」「今年度の課題と改善点」も踏まえた業務内容にすること。
- (2) 一人一台端末（タブレット）を活用した、授業の展開を取り入れる。
- (3) 仕様書に定めのない事項は、別途協議の上、決定する。